

あなたの住民税(市)都民税が変わります平成19年度から税源移譲によって税率が変わり、また、定率減税の廃止により、住民税が変わります。問合せ課税課市民税係

ご注意ください、ごみの出し方！

4月から収集方法などが変わります

現在、3週に1回収集している容器包装プラスチックの収集日が、4月から隔週に変更になります。代わりに、カン・金属の収集が3週に1回となりますので、ごみ・リサイクルカレンダーをよくご覧のうえ、朝8時までに出してください。

容器包装プラスチック

パン・お菓子などの袋類、卵パック、豆腐の容器と上のフィルム、プリンなどのカップ類、果物のクッション材、調味料の容器、レトルト食品のビン・缶、ペットボトルの容器、色紙、食品トレイなど



燃やせないごみの一部が4月から燃やせるごみになります

西多摩衛生組合構成市町である3市1町(青梅市、羽村市、瑞穂町、福生市)の燃やせるごみの統一化、また、西多摩衛生組合の地元自治会等の協力により、燃やせないごみの中に入っている容器包装プラスチック以外のプラスチック類とゴム製品(枕など)



使い捨てライターの出し方が変わります

収集車の中で発火する事故が毎年数件発生しています。一歩まちがえば大変な事故をひきおこします。そのような火災事故を防止するため、使い捨てライター



減免世帯に指定収集袋を交付します

平成19年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。

対象者

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当受給者
- ③特別児童扶養手当受給者
- ④遺族基礎年金受給者
- ⑤国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方(年金コード6450の方が該当します。)
- ⑥老齢福祉年金受給者

※明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方

⑦愛の手帳(1度または2度の交付を受けている方で、世帯の市民税が非課税)

⑧精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方で、世帯の市民税が非課税

⑨市長が特別の理由があるとして認められた方

なお④、⑤については、保険年金課保険年金係にご確認ください。

交付枚数

- 1人世帯可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚
- 2人世帯可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚

3人世帯以上1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用小袋50枚、不燃用小袋10枚を加算した枚数を交付します。

※年度途中で申請した場合、月割りで相当量の交付になります。

交付日時

4月2日～27日の月曜日(金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時)

交付場所

指定袋交付特別窓口(4月) ※新庁舎1階に案内表示します。その他の市役所開庁時間はごみ対策係で交付。

必要な物

- ①生活保護法適用証明書
- ②児童扶養手当証書
- ③特別児童扶養手当証書
- ④遺族基礎年金証書
- ⑤老齢福祉年金証書
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦愛の手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳

■印鑑(⑥⑦⑧の場合) ※ただし、⑥、⑦、⑧については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要のため、当日交付できない場合があります。

※交付された指定袋を入れて持ち帰るためのバッグ等を各自ご用意ください。

問合せ環境課清掃係

施設見学会参加者募集

リサイクルセンター(不燃物処理施設)と西多摩衛生組合(可燃物焼却処理施設)の見学会にご参加ください。

横田飛行場における第一種(住宅防音工事助成)区域等の見直しに伴う経過措置について

横田飛行場の第一種(住宅防音工事助成)区域は、平成17年10月20日に見直しの区域指定及び指定解除を行いました。指定解除(縮小)する区域は、経過措置期間を設けており解除は平成19年5月1日となります。

区域の図面は、横田防衛施設事務所にて備えてあります。(概要は、東京防衛施設局ホームページでもご覧になれます)

縮小区域の経過措置について

住宅防音工事見直しにより縮小された第一種区域内にお住まいの方で、次の住宅については経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に工事の申し込みをされた場合は、従来の住宅防音工事を行います。(昭和59年3月31日までに建設された住宅)

移転補償見直しにより縮小された第二種区域内に所在する建物及び土地を所有する方で経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に移転補償の申し出をされた場合は、従来の住宅移転補償を行います。(昭和54年8月31日に現に所在する建物及び宅地)

たごみはどのように処理されているの? 「ごみがどうリサイクルされているの?」など、現場を見ながら日ごろの疑問を解決してみませんか。どうぞお気軽に参加してください。



日時 3月29日(木)午前8時30分集合(時間厳守)

※解散予定は午後0時30分を予定しています。

集合・解散市営プール前

※集合場所までの車でのご来場は、中央体育館工事のため、ご遠慮ください。また、会場へは市のバスを使用します。

見学場所

リサイクルセンター(不燃物処理施設)と西多摩衛生組合(可燃物焼却処理施設)

工事希望届は、横田防衛施設事務所、市役所秘書広報課基地・渉外担当に備えてあります。(東京防衛施設局ホームページからもダウンロードできます)

工事希望届は東京防衛施設局へ経過措置期間(平成19年4月30日)内に必着です。住宅防音工事を希望される場合は、早めに郵送願います。

問合せ東京防衛施設局事業部施設対策第三課 048・600・1821、1822、1838

ホームページ <http://www.dfaa.go.jp/tokyo/index.htm>

横田防衛施設事務所業務課 0551・0319

合、振込手数料無料

郵便局各局

振込先口座番号 00110-4-501613

※通信欄に「花粉募金」と記入、専用振込用紙利用時のみ手数料無料

電話による募金

次の番号に電話してメッセージを聞くと、1通話105円の情報が自動的に募金され、花粉の少ないスギへの植え替えに役立てられます。ぜひ、お聞きください。

0990・513000

※公衆電話、携帯電話、PHS、IP電話等ではご利用になれません。

銀行振込

振込先みずほ銀行立川支店 普通1112074(助)東京都農林水産振興財団(花粉募金) ※みずほ銀行都内各支店の窓口から入金する場合

03・5320・4860